

兵庫県公報

平成24年9月4日 火曜日 第2420号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 平成24年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
○ 落札者等の公示（管理課）	19
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	19
警察本部公告	
○ 入札公告	21
○ 同 上	23
○ 同 上	25
○ 同 上	28
○ 落札者等の公示	30
○ 同 上	30
○ 同 上	31
○ 同 上	31
○ 同 上	32

告 示

兵庫県告示第1194号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 医療法人社団 伊川谷病院
所在地 神戸市西区池上2丁目4-2
認定年月日 平成24年8月21日
認定の有効期限 平成27年8月20日

~~~~~

## 兵庫県告示第1195号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名称                  | 開設者                             | 所在地                           | 指定年月日      |
|---------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------|
| たむら皮フ科クリニック         | 医療法人社団 たむら皮フ科クリニック<br>理事長 田村 真吾 | 神戸市東灘区御影山手1丁目4-9              | 平成24年7月1日  |
| 風間耳鼻咽喉科             | 風間 宣彦                           | 同 市中央区上筒井通4丁目2-2              | 同 年6月1日    |
| つじがみクリニック           | 辻上 周治                           | 同 市同 区生田町1-1-22 ニッシンビル5F      | 同 年8月1日    |
| 山田歯科診療所             | 山田 哲史                           | 同 市同 区元町通3-12-12              | 同 年6月1日    |
| マリーンハート薬局           | 株式会社 ミルキーファーマシー<br>代表取締役 松山 喜範  | 同 市同 区吾妻通5-2-20 賀川記念館1A       | 同          |
| イムノファーマシー 三宮薬局      | クオール 株式会社<br>代表取締役 中村 勝         | 同 市同 区琴ノ緒町4-2-4 エンジェルハイツ1階    | 平成24年7月1日  |
| 阪神調剤薬局 三宮センター街店     | 株式会社 阪神調剤薬局<br>代表取締役 岩崎 壽毅      | 同 市同 区三宮町1丁目4-1 京町WEST-Kビル B1 | 同 年8月1日    |
| しんじょう医院             | 新城 拓也                           | 同 市北区北五葉1丁目5-1 ハピネスプラザ307     | 同          |
| ダイエー 板宿店薬局          | 株式会社 ダイエー<br>代表取締役 桑原 道夫        | 同 市須磨区前池町3-4-1                | 平成24年6月28日 |
| ライフオート 須磨薬局         | 株式会社 ライフオート<br>代表取締役社長 下農 勝弘    | 同 市同 区須磨浦通4-7-9               | 同 年7月1日    |
| 小池クリニック             | 小池 隆史                           | 同 市垂水区上高丸1-7-52 ジャルダン垂水1F     | 同          |
| あゆ調剤薬局              | 株式会社 アセンド<br>代表取締役 圓尾 美佳        | 同 市同 区学が丘4丁目10番32号            | 平成24年8月1日  |
| 医療法人社団 董会 伊川谷病院     | 医療法人社団 董会<br>理事長 前田 章           | 同 市西区池上2丁目4-2                 | 同 年7月1日    |
| クオール 株式会社 ジオ薬局 車崎店  | クオール 株式会社<br>代表取締役 中村 勝         | 姫路市南車崎1丁目1707番4               | 同          |
| ジオ薬局 田寺店            | 同 上                             | 同 市田寺2丁目2-8 田寺グランドヒルズ106      | 同          |
| ジオ薬局 姫路西店           | 同 上                             | 同 市御立西4丁目1-27                 | 同          |
| しきさい薬局              | 株式会社 アキメディカルサービス<br>代表取締役 牧 三恵  | 同 市町田10番地3                    | 同          |
| セラ薬局 ドリーム店          | クオール 株式会社<br>代表取締役 中村 勝         | 同 市下手野1丁目12番36号               | 同          |
| わたまち調剤薬局            | 株式会社 ユーアイファーマシー<br>代表取締役 内海 直彦  | 同 市綿町113 レジデンス御幸アベニュー1F       | 同          |
| ナカガワ調剤薬局            | 中川調剤 株式会社<br>代表取締役 中川 隆司        | 同 市飯田3丁目242番9号                | 平成24年7月2日  |
| 医療法人 祥風会 立花みどりクリニック | 医療法人 祥風会<br>理事長 上田 澤子           | 尼崎市西立花町2-3-1 ハイムコーア1F         | 同 月1日      |

|                        |                                |                      |           |
|------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------|
| 公益財団法人 尼崎口腔衛生センター      | 公益財団法人 尼崎口腔衛生センター<br>理事長 村山 保夫 | 同 市南武庫之荘三丁目24番5号     | 平成24年4月1日 |
| タイヨー薬局 東店              | 株式会社 ひいらぎ<br>代表取締役 平木 公隆       | 同 市杭瀬本町1-27-22       | 同 年6月1日   |
| タイヨー薬局 南店              | 同 上                            | 同 市武庫川町2-10-2        | 同         |
| 塚口センター薬局               | 同 上                            | 同 市南塚口町5-9-28        | 同         |
| なの花薬局 尼崎なにわ店           | 株式会社 共栄ファーマシー<br>代表取締役 船本 一宏   | 同 市東難波町3-2-34        | 同         |
| なの花薬局 東大物店             | 同 上                            | 同 市東大物町2-2-30        | 平成24年7月1日 |
| 整形外科たかひろクリニック          | 飯田 高広                          | 西宮市瓦林町20-11          | 同         |
| しおり薬局                  | 有限会社 トライメディカル<br>取締役 大曲 正司     | 同 市里中町2丁目2番2-101号    | 同         |
| 西宮市小松訪問看護センター          | 社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団<br>理事長 永田 幸治 | 同 市小松北町2丁目8-1        | 同         |
| 医療法人社団 山内歯科口腔外科        | 医療法人社団 山内歯科口腔外科<br>理事長 山内 義之   | 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号        | 同         |
| 医療法人 あいぜん会 あいぜん伊丹クリニック | 医療法人 あいぜん会<br>理事長 米田 幸雄        | 伊丹市堀池3丁目9番25号 廣野ビル1F | 同         |
| ハリマ調剤薬局 尾上店            | 株式会社 ハリマ調剤薬局<br>代表取締役 藤堂 博美    | 加古川市尾上町池田2354        | 同         |
| 医療法人社団 あべ眼科クリニック       | 医療法人社団 あべ眼科クリニック<br>理事長 安部 亨二  | 西脇市小坂町175番           | 平成24年6月1日 |
| 医療法人社団 谷ロクリニック         | 医療法人社団 谷ロクリニック<br>理事長 谷口 功一    | 三木市緑が丘町東2丁目2-1       | 同 年7月1日   |
| アルカドラッグ 稲美店 調剤薬局       | 株式会社 ナガタ薬品<br>代表取締役 中島 康伸      | 加古郡稲美町国岡1丁目149-1     | 同 年6月11日  |



**兵庫県告示第1196号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 試験日時  
平成24年11月9日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所  
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 3階会議室304
- 3 試験科目  
(1) 砂利の採取に関する法令事項  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項
- 4 受験手続  
(1) 提出書類  
ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000003.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html)）からダウンロードできるほか、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課及び各県

民局商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所においても配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成24年10月1日（月）から同月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成24年10月19日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり企画係

(4) 手数料

7,600円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成24年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり企画係  
電話 (078) 341-7711 内線2245  
(078) 362-4159 (直通)



**兵庫県告示第1197号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（数値地形図修正 レベル2500）

2 作業期間

平成24年7月13日から平成25年2月28日まで

3 作業地域

神戸市北区道場町ほか



**兵庫県告示第1198号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（空中写真測量による地形図修正 レベル2500）

2 作業期間

平成24年7月19日から平成25年3月22日まで

3 作業地域

姫路市安富町、夢前町及び家島町



**兵庫県告示第1199号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市堂本上岸農住組合長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成23年5月10日から平成24年6月30日まで
- 3 作業地域  
たつの市龍野町堂本字上岸地内



**兵庫県告示第1200号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年9月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月4日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                       |    |                  |               |    |
|---------------|---------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|               | 区 間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>3 1 2 号 | 神崎郡神河町福本字中茶屋二729番4から<br>同 郡同 町福本字原谷川783番2まで | 旧  | 8.0から<br>29.0まで  | 358.0         |    |
|               |                                             | 新  | 10.0から<br>29.0まで | 358.0         |    |



**兵庫県告示第1201号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第H24西播位置<br>0006号 | 24. 8. 20        | 宍粟市山崎町金谷字荒木筋107番の一部 | 6.00          | 27.36         |

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地              | 面 積<br>(㎡) | 地 目 | 予定価格<br>(千円) | 入札保証金<br>(千円) |
|----------|--------------------|------------|-----|--------------|---------------|
| ク        | 宍粟市一宮町安積字宮ノ下タ832番  | 305.91     | 宅 地 | 3,243        | 325           |
| ケ        | 豊岡市山王町11番2         | 148.13     | 宅 地 | 8,296        | 830           |
| コ        | 養父市大屋町大屋市場字上垣257番4 | 287.58     | 宅 地 | 1,947        | 195           |
| サ        | 洲本市五色町下塚字羽坂995番2   | 206.22     | 宅 地 | 1,634        | 164           |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

## 3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み  
 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続  
 一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
 なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。



名称 株式会社エディオン  
 代表者の氏名 久 保 允 誉  
 住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年4月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,064平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
85台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
60台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
78平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
12.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|----------------|------|---------|
| 株式会社エディオン      | 午前9時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時45分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成24年8月6日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年9月4日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年1月4日
  - (2) 提出先  
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン洲本ショッピングセンター  
 所在地 洲本市塩屋一丁目1番8号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 三井住友信託銀行株式会社  
 代表者の氏名 常 陰 均  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社大阪屋     | 西 光 洋   | 洲本市本町五丁目3番27号   |
| 株式会社マイマート   | 橋 本 満 仁 | 洲本市納85-1        |

 外19者
    - イ 変更後
 

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                |
|-------------|---------|-------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   |
| 有限会社オガワ     | 小 川 憲 哉 | 徳島市東新町一丁目8番地3     |
| イオンペット株式会社  | 小 川 明 宏 | 千葉県市川市南八幡四丁目17番8号 |

 外18者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
午前9時から午後11時まで
    - イ 変更後  
午前7時から午後11時まで
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前8時45分から午後11時15分まで
    - イ 変更後  
午前6時30分から午後11時15分まで
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年5月25日ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年8月10日
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年8月10日
- 5 届出年月日  
平成24年8月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年9月4日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年1月4日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤穂ショッピングシティ  
所在地 赤穂市中広2

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------|---------|--------------------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 皆 川 敏   | 大阪府中央区久太郎町二丁目4番27号 |
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1    |

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 林 健 治   | 大阪府北区堂島二丁目1番16号 |
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 |

## イ 変更後

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------|---------|--------------------|
| 東洋紡不動産株式会社  | 皆 川 敏   | 大阪府中央区久太郎町二丁目4番27号 |
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1    |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
|-------------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社関西ワッツ   | 平 岡 史 生 | 大阪府中央区城見1-4-70  |
| 株式会社コックス    | 荻 原 久 示 | 東京都江東区新大橋1-8-11 |

外30者

## イ 変更後

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                |
|-------------|---------|-------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   |
| 株式会社キャンドウ   | 城 戸 一 弥 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 |
| 株式会社ツインマーボ  | 大 藪 幸 子 | 大阪府北区大深町2番48号     |

外27者

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

午前9時から午後11時まで

## イ 変更後

午前7時から午後11時まで

## (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで

## イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年6月29日ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年11月21日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年7月27日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年7月27日
- 5 届出年月日  
平成24年7月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年9月4日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年1月4日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 川西能勢口駅高架下店舗（東）
  - 所在地 川西市小花一丁目1番10号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称       | 代表者の氏名  | 住所            |
|----------|---------|---------------|
| 阪急電鉄株式会社 | 角 和 夫   | 大阪府池田市栄町1番1号  |
| 能勢電鉄株式会社 | 岸 本 和 也 | 川西市平野一丁目35番2号 |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称       | 代表者の氏名 | 住所            |
|----------|--------|---------------|
| 阪急電鉄株式会社 | 角 和 夫  | 大阪府池田市栄町1番1号  |
| 能勢電鉄株式会社 | 林 俊二郎  | 川西市平野一丁目35番2号 |
    - イ 変更後
 

| 名称       | 代表者の氏名  | 住所            |
|----------|---------|---------------|
| 阪急電鉄株式会社 | 角 和 夫   | 大阪府池田市栄町1番1号  |
| 能勢電鉄株式会社 | 岸 本 和 也 | 川西市平野一丁目35番2号 |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

| 名称         | 代表者の氏名  | 住所              |
|------------|---------|-----------------|
| 株式会社光洋     | 落 合 敏 彦 | 大阪市西区北堀江3-12-23 |
| 株式会社ジュエル優光 | 浜 崎 憲 治 | 川西市小戸1-10-14    |

|                        |         |                 |
|------------------------|---------|-----------------|
| 株式会社ワッツ<br>外18者        | 平 岡 史 生 | 大阪市中央区城見1-4-70  |
| イ 変更後                  |         |                 |
| 名称                     | 代表者の氏名  | 住所              |
| 株式会社光洋                 | 豊 田 靖 彦 | 大阪市西区北堀江3-12-23 |
| 株式会社ツヅキ                | 都 築 卓   | 千葉県柏市柏344-2     |
| 株式会社ワッツオースリー販売<br>外14者 | 越 智 正 直 | 大阪市中央区鶴見1-4-70  |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前10時から午後9時まで

イ 変更後

午前7時から翌午前0時まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時45分から午後9時15分まで

イ 変更後

午前6時から翌午前0時15分まで

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後10時まで

イ 変更後

午前5時から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年6月15日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年6月25日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年8月11日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年8月11日

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成24年8月11日

5 届出年月日

平成24年7月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小

売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン三田ウッディタウン店  
 所在地 三田市けやき台一丁目8番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター  
 代表者の氏名 東 徹 志  
 住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
ウッディタウンサティ
    - イ 変更後  
イオン三田ウッディタウン店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター  
 代表者の氏名 姉 齒 道 信  
 住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1
    - イ 変更後  
 名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター  
 代表者の氏名 東 徹 志  
 住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                    |         |                    |
|--------------------|---------|--------------------|
| 名称                 | 代表者の氏名  | 住所                 |
| 株式会社マイカル           | 松 井 博 史 | 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 |
| 株式会社東京デリカ          | 木 山 茂 年 | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号 |
| 株式会社マツヤデンキ<br>外21者 | 松 田 佳 紀 | 大阪市中央区日本橋1-17-17   |
    - イ 変更後
 

|                   |         |                    |
|-------------------|---------|--------------------|
| 名称                | 代表者の氏名  | 住所                 |
| イオンリテール株式会社       | 村 井 正 平 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1    |
| 株式会社ウィックス         | 上 堀 勝 也 | 大阪市都島区都島北通一丁目9番23号 |
| 株式会社未来屋書店<br>外21者 | 中 山 章   | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地     |
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻                 | 閉店時刻  |
|----------------|----------------------|-------|
| イオンリテール株式会社    | 午前9時（ただし、年間31日は午前8時） | 午後11時 |
| 愛眼株式会社 外22者    |                      | 午後9時  |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| イオンリテール株式会社    | 午前7時 | 午後11時 |
| 愛眼株式会社 外22者    |      | 午後9時  |

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

| 駐車場  | 開店時刻                       | 閉店時刻     |
|------|----------------------------|----------|
| A駐車場 | 午前8時30分（ただし、年間31日は午前7時30分） | 午後11時30分 |
| B駐車場 |                            | 翌午前1時    |
| C駐車場 |                            | 午後11時30分 |
| F駐車場 |                            | 午後10時    |

イ 変更後

| 駐車場  | 開店時刻                       | 閉店時刻     |
|------|----------------------------|----------|
| A駐車場 | 午前6時30分                    | 午後11時30分 |
| B駐車場 |                            | 翌午前1時    |
| C駐車場 |                            | 午後11時30分 |
| F駐車場 | 午前8時30分（ただし、年間31日は午前7時30分） | 午後10時    |

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称  
平成23年3月1日
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年6月25日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年3月21日ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年8月10日
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年8月10日

5 届出年月日

平成24年8月9日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年1月4日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール加西北条  
 所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |         |                 |
|-------------|---------|-----------------|
| 名称          | 代表者の氏名  | 住所              |
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 株式会社ヤマダ電機   | 山 田 昇   | 群馬県高崎市栄町1番1号    |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
イオン加西北条ショッピングセンター
    - イ 変更後  
イオンモール加西北条
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|             |         |                  |
|-------------|---------|------------------|
| 名称          | 代表者の氏名  | 住所               |
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  |
| 株式会社ヤマダヤ    | 山 田 道 朗 | 名古屋市西区城西一丁目3番5号  |
| 株式会社アルタモダ   | 上 地 文 夫 | 大阪市中央区内久宝寺町4-3-1 |

 外42者
    - イ 変更後
 

|               |         |                    |
|---------------|---------|--------------------|
| 名称            | 代表者の氏名  | 住所                 |
| イオンリテール株式会社   | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1    |
| 株式会社クロスカンパニー  | 石 川 康 晴 | 岡山市北区幸町2番地の8       |
| 株式会社ファイブフォックス | 上 田 稔   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号 |

 外39者
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前
 

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
| 本館             | 午前9時  | 午後11時 |
| 南館             | 午前10時 | 午後10時 |
    - イ 変更後
 

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
| 本館             | 午前7時  | 午後11時 |
| 南館             | 午前10時 | 午後10時 |
  - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年11月21日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年5月30日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年8月3日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年8月3日

5 届出年月日

平成24年8月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やしろショッピングパーク

所在地 加東市社字柿ヶ坪1128-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 やしろ商業開発株式会社

代表者の氏名 恒田 満

住所 加東市社1126番地の1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

イオンリテール株式会社

村井正平

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社三城

多根裕詞

東京都中央区銀座二丁目7番17号

株式会社ミムラ本店

三村秀策

多可郡多可町中区安坂33-8

外22者

イ 変更後



|                  |         |                   |
|------------------|---------|-------------------|
| 名称               | 代表者の氏名  | 住所                |
| イオンリテール株式会社      | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   |
| 株式会社三城           | 加 賀 純 一 | 東京都中央区銀座一丁目7番7号   |
| 上新電機株式会社<br>外23者 | 中 嶋 克 彦 | 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻                 | 閉店時刻  |
|----------------|----------------------|-------|
| イオンリテール株式会社    | 午前9時（ただし、年間30日は午前8時） | 午後10時 |
| その他の小売業者       | 午前9時                 | 午後10時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| イオンリテール株式会社    | 午前7時 | 午後10時 |
| その他の小売業者       | 午前9時 | 午後10時 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時30分まで（ただし、年間30日 午前7時30分から午後10時30分まで）

イ 変更後

午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年6月28日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年8月10日
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年8月10日

5 届出年月日

平成24年8月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年9月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年1月4日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 グンゼタウンセンターつかしん  
所在地 尼崎市塚口本町四丁目320-1 ほか

2 同法第8条第1項の規定により尼崎市及び伊丹市から聴取した意見の概要

(1) 尼崎市

当該店舗の来退店者のうち、ひがしまち北館の東出入口の利用者の多くは、当該店舗東側に位置する稲園高校南交差点から南清水方面にかけての市道を利用しているが、同市道の県道尼崎池田線付近の道路幅が狭い構造となっているため、同市道北側を通行する歩行者、自転車と、西方面に通行する車両との接触が懸念される。

したがって、当該店舗設置者は、稲園高校南交差点以東の市道を利用する来退店者の安全に十分配慮するとともに、歩行者等の安全を確保するための対策を講じられたい。

(2) 伊丹市

- ア 店舗所在地周辺の道路・交通環境の保持に配慮すること。現時点では、増床に伴うバス運行への影響は軽微と考えているが、増床後の周辺道路の交通状況により、必要に応じて調査・協議をすること。
- イ 店舗面積の増加に伴う来退店車両の増加により、伊丹市域における騒音等の環境負荷が増加しないように配慮すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名                      | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塚口ガーデンズマーク福祉協会<br>会長 漁 師 邦 夫 | 当該店舗の東側正面にある信号から県道尼崎・池田線を渡りJR猪名寺駅に至る市道は、塚口ガーデンズマーク福祉協会と南清水福祉協会が協力して、マンションや一戸建ての開発者及び兵庫トヨタ自動車株式会社と協議を重ねた結果、当該市道の南側に2メートル幅の歩道とL型溝が設置され、平成24年4月に全面的に開通した。その結果、子供連れやお年寄り、また、通勤・通学者が安全・安心して通行できるようになり、歩行者や自転車、車両の通行量が増えることとなった。この歩道と市道の利用者の多くが当該店舗の利用者でもあり、当該店舗にとっても歩道の整備は大きな利益となっている。しかし、車両等の通行量が増えているにもかかわらず、当該店舗正面の信号を渡り、歩道がない市道北側を通る歩行者や自転車が絶えない。その結果、市道にはみ出るようにある当該店舗の設置者であるグンゼ開発株式会社所有のブロック塀のところで歩行者や自転車が膨らんで通行することとなり、車両と交差し大変危険な状態である。店舗が増設され有名店が入店すれば、当該市道の車両や歩行者の交通量が今以上に増え、危険度が増大することが想定される。よって、大規模小売店舗立地法に基づく「設置者の配慮事項」の交通関係「適切な来店経路の設定」「歩行者の通行の利便の確保」やその他「街並みづくり」の観点から、ブロック塀の取り壊しとセットバックを求める。 |

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年9月4日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年9月4日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 (第1工区、第2工区)  
芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市朝日ヶ丘町39番号  
芦屋市病院事業管理者 佐 治 文 隆
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成22年3月29日  
兵庫県指令神南 (西土) (建) 第1-3号 (21芦屋)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市北条町古坂七丁目31番から36番まで、38番から40番まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年8月3日  
兵庫県指令北播 (加土) (建) 第1-1-2号 (24加西)



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年9月4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県庁WANパソコン等 一式 (賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTTファイナンス株式会社神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額  
22,396,500円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年6月19日

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第260号**

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「新規取得講習」という。) 及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。) 第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「追加取得講習」という。) について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年9月4日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務 (以下「運搬警備業務」という。)

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成24年10月9日（火）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

## イ 追加取得講習

平成24年10月12日（金）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習とともに、10月16日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年9月10日（月）から同月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

- (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
  - (ロ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (ハ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
  - (ニ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
  - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
  - ウ 次に掲げるいずれかの書面
    - (イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
    - (ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
    - (ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
    - (ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
    - (ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料  
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品  
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
  - (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
  - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
  - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
  - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
  - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
  - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
  - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

警 察 本 部 公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年9月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

(1) 件名及び数量

試験用車両8台（賃貸借）

- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 賃貸借期間  
平成25年3月1日（金）から平成30年2月28日（水）まで
  - (4) 納入場所  
兵庫県警察本部長が指定する場所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話 (078) 341-7441 内線2253
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年9月4日（火）から同月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年10月16日（火）午前10時30分 兵庫県警察本部 6階603号室
  - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年10月15日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年10月15日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
免除
  - (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を

平成24年9月18日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年10月23日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年9月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

(1) 調達内容

OAシステムサーバ装置 一式（賃貸借）

(2) 調達（入札）件名

OAシステムサーバ装置賃貸借

(3) 契約期間

平成25年3月1日（金）から平成30年2月28日（火）まで

(4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石  
電話 (078) 341-7441 内線2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年9月4日(火)から同月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年10月16日(火)午前11時00分 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年10月15日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年10月15日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成24年9月18日(火)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年10月23日(火))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。



エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

OA System Server, 1 set

(3) Lease period:

March 1, 2013 - February 28, 2018

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 18, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 October 15, 2012 by mail

11:00 October 16, 2012 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年9月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

## 1 調達内容

### (1) 調達内容

オンラインシステム端末装置 一式（賃貸借（848台））

### (2) 調達（入札）件名

オンラインシステム端末装置賃貸借

### (3) 契約期間

平成25年3月1日（金）から平成30年2月28日（火）まで

### (4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

### (5) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石

電話（078）341-7441 内線2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年9月4日（火）から同月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年10月16日（火）午前11時00分 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年10月15日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年10月15日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成24年9月18日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年10月23日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

## (2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Online System Terminal, 1 set

## (3) Lease period:

March 1, 2013 - February 28, 2018

## (4) Delivery place:

As in the tender explanation

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 18, 2012



## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年10月15日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年10月15日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成24年9月18日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年10月23日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electronic Computer System, 1 set
- (3) Lease period:  
March 1, 2013 - February 28, 2018
- (4) Delivery place:  
As in the tender explanation
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 September 18, 2012
- (6) Deadline for tender:  
17:00 October 15, 2012 by mail  
11:30 October 16, 2012 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2252



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年9月4日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 倉田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
IC運転免許証作成システム（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目6番30号
- 5 落札金額  
5,582,498円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月10日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年9月4日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 倉田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
運転免許課・阪神運転免許更新センター端末機器（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月21日

- 4 落札者の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
1,792,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年9月4日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
免許台帳ファイリングシステム（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
I B J L 東芝リース株式会社 東京都品川区大崎三丁目6番6号
- 5 落札金額  
1,254,645円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年9月4日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
免許証追記装置（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
NEC キャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額  
3,939,915円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月10日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年9月4日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
チェックコード生成装置（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
552,510円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年7月10日